

令和2年5月（第5回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月13日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町仮設庁舎 別館2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄（会長）

4. 報告推進委員（1名）

井川 寿範

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第11	令和2年（2020年）第6回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主査	奥村 敬介	主事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第5回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番高木委員、10番西村委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

まず、土地所有者の転用の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
賃貸借の部2件と使用貸借の部1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
許可不要転用届出が1件、許可不要転用届出一時転用が1件でございます。
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番つきましては、4
番松野委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いします。

(4番委員)

調査報告いたします。

5月12日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間150日、長男が経験年数20年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、91,156㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について松野委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、9番大村委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(9番委員)

調査報告いたします。

5月9日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地には甘藷を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間300日、配偶

者が経験年数30年、年間200日、長男が経験年数15年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、6,010㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について大村委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、井川推進委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

5月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、農機ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数53年、年間330日、配偶者が経験年数30年、年間180日、長男が経験年数8年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、22,003㎡で問題ないと思います。

地域の区役等にも参加し、農薬散布の際は法令を遵守し周囲の農地に支障がないように努めるとのことです。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を

宜しく願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番について井川推進委員より補足説明を頂きました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

6番野田委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

5月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思ひます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、野田委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきましては井川推進委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(井川推進委員)

5月8日に申請代理人と現地で説明を受けたので、ご報告します。

今回の申請は、広崎にて屋根材を扱うみなし法人を経営する譲受人が申請地を資材置場とする案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土

地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

排水同意書の提出もあっております。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について井川推進委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部 番号1番につきまして、3番上田委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

5月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について上田委員より補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

利用集積計画でございしますが、賃借権の再設定が53筆、使用貸借権の再設定が1筆、利用権の移転が6筆、賃借権の新規が8筆、使用貸借権の新規が7筆という内容となっております。

まず今回の案件のうち、賃借権設定、使用貸借権設定、利用権の移転についてそれぞれ議事参与の制限に該当するものがございますので、関係委員さんは一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、ご審議をお願いいたします。
議事参与の案件につきまして、合わせてご審議いただきたいと思います。
何か本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
関係委員の入室をお願いいたします。

《関係委員入室》

残りました案件につきまして、ご審議をいただきたいと思います。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部のご審議をお願いします。

本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の部のご審議をお願いします。

本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11 令和2年第6回委員会の日時について申し上げます。次回は6月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思っております。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思っております。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員